

契約保証制度及び前払金に関する改正について

(平成26年10月1日施行)

常総市では、昨今の経済景気の低迷に伴い公共工事における受注者の資金調達等を円滑に促進できるよう、現行制度を一部改正するものとなりましたので、本制度のご理解とご協力をお願い致します。

1. 契約保証について (一部改正)

適用金額	現行 500万円以上
適用工種	建設工事及び委託業務
適用履行期間	原則60日以上に限る (追加条件)

2. 前払金について (変更なし)

設定割合	現行 40%以内 (委託業務は30%以内)
適用金額	現行 500万円以上
適用工種	現行 建設工事及び委託業務

※ 委託業務とは・・・建設工事に係る委託業務 (測量・設計等)

3. 中間前払金制度の導入について

前払金の要件に加え以下の条件を満たす場合、通常の前払金に追加して支払う前払金 (**中間前払金**) を請求することができます。ただし、入札公告・契約書に記載がない場合及び委託業務については対象外となります。

設定割合	20%以内
適用条件	(1) 履行期間の2分1を経過していること。 (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (3) 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。

○ 関係法令規則等

- ・ 公共工事の前払金保証事業に関する法律
- ・ 常総市公共工事前払金取扱要綱
- ・ 常総市契約規則
- ・ 常総市会計規則